第十八条の五第四項を同条第五項とし、同条第三項第三号中「既成市街地等内」を「既成市街地等の地域内」を「既成市街地等内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第二十五条第十三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第二十五条第十三項第一号に掲げる手続　同号に規定する許可に係る都市計画法第三十条第一項に規定する申請書の写し又は同法第三十二条第一項若しくは第二項に規定する協議に関する書類の写し

二　施行令第二十五条第十三項第二号に掲げる手続　同号に規定する確認に係る建築基準法第六条第一項に規定する申請書の写し

三　施行令第二十五条第十三項第三号に掲げる発掘調査　文化財保護法第九十三条第二項の規定による当該発掘調査の実施の指示に係る書類の写し

四　施行令第二十五条第十三項第四号に掲げる手続　国土交通大臣の同号の証明をしたことを証する書類の写し

第十八条の十二第二項第一号ニ中「身体障害者手帳」の下に「、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）」を加え、同号ホ中「運転免許証（」を削り、「運転免許証をいう。）で」を「運転免許証（」に改め、「もの」の下に「に限る。）又は同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

ト　出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの

第十八条の十二第二項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　前号トに掲げる書類

ロ　官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの

第十八条の十二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第十八条の十三の五第八項中「第三十七条の十一の三第八項」を「第三十七条の十一の三第九項」に改め、同条第十一項中「第三十七条の十一の三第八項ただし書」の下に「又は第九項ただし書」を加える。

第十八条の十五の三第二項第三号中「。第十八条の十五の九において同じ」を削り、同条第三項第二号中「、第十八条の十五の五」を「から第十八条の十五の五まで」に改め、同条第六項第三号を削り、同条第七項中「及び第三項」を削る。

第十八条の十五の九第二項第二号中「並びに」を「及び」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　当該非課税口座が開設された日の属する年中に法第三十七条の十四第五項第二号イに規定する事由により取得した非課税口座内上場株式等（以下この号において「当初取得上場株式等」という。）及び同年以後に施行令第二十五条の十三第九項各号に規定する事由により取得した非課税口座内上場株式等（以下この項及び第四項において「分割等上場株式等」という。）の種類別及び銘柄別の数又は口数（分割等上場株式等にあつては、当該非課税口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る同条第九項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等の数又は口数）並びに取得対価の額（法第三十七条の十四第五項第二号イに規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得上場株式等に係る同号イに規定する取得対価の額とする。以下この号において同じ。）の合計額並びに当該非課税口座に係る当初取得上場株式等の取得対価の額の総額

第十八条の十五の九第二項第六号中「からの払出し」の下に「（振替によるものを含む。以下この号において同じ。）」を加え、同項第七号中「この項」を「この号」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　その年中に分割等上場株式等の受入れをした場合には、当該分割等上場株式等の取得に係る施行令第二十五条の十三第九項各号に規定する事由及び当該事由が生じた年月日並びに当該分割等上場株式等の種類及び銘柄（当該分割等上場株式等の種類又は銘柄と当該取得の基因となつた非課税口座内上場株式等の種類又は銘柄とが異なる場合には、当該取得の基因となつた非課税口座内上場株式等の種類及び銘柄並びに当該分割等上場株式等の種類及び銘柄）

第十八条の十五の九第三項中「前項第五号イに掲げる」を「非課税口座が開設された日の属する年の非課税口座年間取引報告書を作成する」に、「同号及び同項第六号」を「前項第五号及び第六号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　非課税口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が分割等上場株式等の取得に伴い当該取得の基因となつた非課税口座内上場株式等を有しないこととなつたときは、その有しないこととなつた日の属する年以後の各年における当該非課税口座に係る非課税口座年間取引報告書には、その有しないこととなつた非課税口座内上場株式等に係る第二項第五号に掲げる事項の記載は、要しない。

第十八条の二十三に次の一項を加える。

4　法第四十一条の二の二第一項に規定する給与等の支払者が同項の居住者から受け取つた同項に規定する申告書は、同項に規定する税務署長が当該給与等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同条第二項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第十九条の二第一項第一号イ中「第二十六条の八の二」を「第二十六条の八」に改め、同項第二号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）」を「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号。次号において「旧外国人登録法」という。）」に改め、同号イ中「（平成三年法律第七十一号）」を削り、同項第三号中「外国人登録法」を「旧外国人登録法」に改める。

第十九条の五第三項第一号中「第十四項第一号」を「第十三項第一号」に改め、同項第二号中「第十四項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同項第三号中「第十四項第三号」を「第十三項第三号」に改め、同条第四項第一号イ中「第十項」を「第九項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同号ニ中「身体障害者手帳」の下に「、療育手帳（第十八条の十二第二項第一号ニに規定する療育手帳をいう。）」を加え、同号ホ中「運転免許証（」を削り、「運転免許証をいう。）で、」を「運転免許証（」に改め、「もの」の下に「に限る。）又は同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）」を加え、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、特定振替機関等の営業所等の長又は外国仲介業者の国外営業所等の長に提示する日において有効なもの

第十九条の五第四項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　前号トに掲げる書類

ロ　官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの